

千葉県生きがい活動支援通所事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で介護予防を必要とする者が、実施施設で行われる日常動作訓練や趣味活動などに参加し、参加者同士が交流を深めることで、心身の健康を保つとともに自立した生活の維持を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 千葉県生きがい活動支援通所事業（以下「事業」という。）は、千葉市が実施し、その管理運営を千葉県老人福祉センター設置管理条例（昭和59年3月30日条例第20号）第4条及び千葉県いきいきセンター設置管理条例（平成14年3月15日条例第14号）第4条に規定する指定管理者に行わせるものとする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常動作訓練
- (2) 教養講座
- (3) 生活相談及び健康相談
- (4) 趣味活動（手芸、木工及び絵画等）
- (5) その他健康及び生きがいに関すること。

(対象者)

第4条 対象者は、本市に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で介護予防を必要とする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業の対象から除くものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (2) 伝染性疾患にかかっていると認められる者
- (3) 他の利用者に危害を及ぼすおそれのある者又は事業を実施する施設に損害を与えるおそれがある者
- (4) 疾病等により医療機関において入院治療を要する者

(実施施設)

第5条 この事業の実施施設は、千葉県老人福祉センター設置管理条例第1条に規定する老人福祉センター及び千葉県いきいきセンター設置管理条例第1条に規定するいきいきセンターとする。

(利用料等)

第6条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、事業の内容により必要となる教材費等は利用者が負担するものとする。

(利用の申請及び決定)

第7条 事業を利用しようとする者は、千葉県生きがい活動支援通所事業利用申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上、利用の可否を決定し、千葉県生きがい活動支援通所事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び決定)

第8条 利用者は、利用の決定の内容に変更が生じたときは、千葉市生きがい活動支援通所事業利用変更申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上、変更の可否を決定し、千葉市生きがい活動支援通所事業利用変更決定・却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(利用の廃止)

第9条 利用者又はその親族は、利用者が次のいずれかに該当し、この事業を利用することができないときは、千葉市生きがい活動支援通所事業利用廃止届(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 他市町村に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けたとき。

(4) 入院又は入所したとき。

(5) その他の事由によりこの事業を必要としなくなったとき。

(利用の取消)

第10条 利用者が第4条で定める各号のいずれかに該当したときは、指定管理者は生きがい活動支援通所事業の利用を取り消すことができる。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用の取り消しをしたときは、千葉市生きがい活動支援通所事業利用取消通知書(様式第6号)により利用者又はその親族に通知するものとする。

(帳簿)

第11条 実施施設の長は、事業に必要な帳簿を備えるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

千葉市生きがい活動支援通所事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

次のとおり千葉市生きがい活動支援通所事業を利用したいので申請します。

なお、千葉市生きがい活動支援通所事業を利用するに当たり、施設職員が対象者の介護保険の認定状況等を調査することについて同意します。

対 象 者	フリガナ		生年月日	明・大・昭	
	氏名	(※)		年 月 日	
	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
	住所	千葉市 区			
		建物名・部屋番号等			
	連絡先	電話番号 (携帯電話など平日、日中の連絡先)	-	-	
		電子メールアドレス	@		
	希望施設名				
	希望の曜日	火・水・木・金・土			
	緊急連絡先	フリガナ		続柄	
氏名			(対象者から見て)		
住所			電話番号 (携帯電話など日中の連絡先)	- -	
かかりつけ医	医療機関名		電話番号	- -	
要介護認定	無 ・ 有				
	※要介護認定を受けている方は、この事業を利用することはできません。				
記 入 者	<input type="checkbox"/> 対象者が記入（以下記入不要） <input type="checkbox"/> 親族等による記入（以下も記入）				
	フリガナ		続柄	対象者から見て	
	氏名	(※)			
	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
	住所	<input type="checkbox"/> 対象者住所と同じ（記入不要） <input type="checkbox"/> 対象者住所と異なる（以下に記入）			
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先)	-	-	
	電子メールアドレス	@			

千葉市生きがい活動支援通所事業利用決定・却下通知書

年 月 日

様

指定管理者

次のとおり千葉市生きがい活動支援通所事業の利用を決定（却下）します。

記

- 1 利用決定施設名 (1 却下した場合は、理由を付する)

- 2 利用決定日
毎週の 火 水 木 金 土

- 3 利用期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 4 利用時間
午前10時00分から午後3時まで

- 5 利用する際の必要書類
(1) 本通知書
(2) 医療保険及び介護保険の被保険者証の写し
(3) 特定健康診査等受診記録票の写し（受けた方のみ持参）

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

千葉県生きがい活動支援通所事業利用変更申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

千葉県生きがい活動支援通所事業について、次のとおり変更したいので申請します。

対 象 者	フリガナ		生年月日	明・大・昭
	氏名	(※)		年 月 日
	(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
	住所	千葉県 区		
		建物名・部屋番号等		
	連絡先	電話番号 (携帯電話など平日、日中の連絡先)	-	-
		電子メールアドレス	@	
	施設の変更を希望する場合	希望施設名		
		変更前施設名		
	曜日の変更を希望する場合	希望曜日	毎週	曜日
変更前利用曜日		毎週	曜日	
変更希望理由				
記 入 者	<input type="checkbox"/> 対象者が記入（以下記入不要） <input type="checkbox"/> 親族等による記入（以下も記入）			
	フリガナ		続柄	対象者から見て
	氏名	(※)		
	(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
	住所	<input type="checkbox"/> 対象者住所と同じ（記入不要） <input type="checkbox"/> 対象者住所と異なる（以下に記入）		
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先)	-	-
	電子メールアドレス	@		

千葉市生きがい活動支援通所事業利用変更決定・却下通知書

年 月 日

様

指定管理者

次のとおり千葉市生きがい活動支援通所事業の利用変更を決定（却下）します。

記

- 1 利用変更決定施設名 (1 却下した場合は、理由を付する)

- 2 利用変更決定日
毎週の 火 水 木 金 土

- 3 利用する際の必要書類
(1) 本通知書
(2) 医療保険及び介護保険の被保険者証の写し
(3) 特定健康診査等受診記録票の写し（受けた方のみ持参）

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

千葉県生きがい活動支援通所事業利用廃止届

年 月 日

(あて先) 指定管理者

千葉県生きがい活動支援通所事業の利用について、次のとおり廃止したいので届け出ます。

対象者	フリガナ			生年月日	明・大・昭
	氏名	(※)			年 月 日
		(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
	住所	千葉県 区			
		建物名・部屋番号等			
	連絡先	電話番号 (携帯電話など平日、日中の連絡先)	— —		
		電子メールアドレス		@	
	利用施設名				
	廃止理由	1 他市町村に転出したため 2 死亡したため 3 要介護認定を受けたため 4 入院又は入所したため 5 その他 ()			
記入者	<input type="checkbox"/> 対象者が記入 (以下記入不要) <input type="checkbox"/> 親族等による記入 (以下も記入)				
	フリガナ			続柄	対象者から見て
	氏名	(※)			
		(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
	住所	<input type="checkbox"/> 対象者住所と同じ (記入不要) <input type="checkbox"/> 対象者住所と異なる (以下に記入)			
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先)		— —	
		電子メールアドレス		@	

千葉県生きがい活動支援通所事業利用取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

千葉県生きがい活動支援通所事業の利用について、次のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 利用者氏名
- 2 利用者住所
- 3 取消理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。